

ビジネス フォーカス

【機能性表示食品制度に注目】

食品関連業界で注目を集めているのが、今年4月に始まった機能性表示食品制度である。

13年1月発足した規制改革会議は、検討項目の一つとして、「一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備」を議論した。その結果、13年6月14日に閣議決定した「規制改革実施計画」と「日本再興戦略」は、加工食品と農林水産物の機能性表示を容認する新たな方策の検討を盛り込んだ。特定保健用食品や栄養機能食品以外の、いわゆる健康食品をはじめとする保

健機能を有する成分を含む食品を対象とした。

その後、消費者庁長官の下に「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」が設置され、13年12月から14年7月までに8回の議論が行われた。それを受けて、消費者庁が15年3月31日に機能性表示食品の届出などに関するガイドラインを公表し、翌4月1日に施行された。この検討には消費者庁のほか、厚生労働省、農林水産省も加わった。それまで機能性を表示できる食品は「特定保健用食品」と「栄養機能食品」だけだった。「特定保健用食品」は、臨床試験の結果に基づき、消費者庁が個別に許可を与える。「栄養機能食品」はビタミン、ミネラルなどの成分が一定量配合されていることを条件に、決められた保健用途が表示できる。

だが特定保健用食品は、食品ごとに安全性や有効性に関する臨床試験が求められ、許可手続きは時間と費用がかかった。そ

のため中小企業には取得のハードルが高かった。

栄養機能食品は、ビタミン・ミネラルなど対象成分が限定されていることなどが課題とされてきた。

科学的根拠に基づき、事業者側の責任で食品の機能性を表示できる機能性表示食品制度ができたことで、これを積極的に活用する動きが見られる。

特にドラッグストアや食品スーパー、コンビニエンスストアなどセルフ販売の小売業では、機能性表示食品の取り扱いを強化する動きが見られる。消費者に伝えたい食品の機能性がパッケージに記載されているため、消費者の健康状態に即した商品選択が進むことを期待している。

機能性表示食品の対象に生鮮食品が加わったため、地方自治体が旗振り役となり、需要の拡大を目指す動きも出てきた。地域の大学や研究機関、医療機関等と連携して、地域の生鮮食品

やその加工品を機能性表示食品として届け出ようとしている。

全体的に需要が減退傾向にある果樹など、健康という付加価値をアピールして、新たな市場を切り開こうという狙いだろう。今後、地方発の機能性表示食品の届出が活発化することも予想される。

なお機能性表示食品制度は、17年春までの見直しが予定されている。業界団体からは、現在の機能性表示食品では認められていない、機能性関与成分が明確ではない食品や、摂取基準が設定されている栄養素（ビタミン、ミネラルなど）の見直しなどが要望されている。

日本社会の高齢化が進む中で、機能性を表示した食品が、中高年層を中心とした健康維持・増進、疾病予防に対する関心を取り込めるか、今後の動向が注目される。

（矢野経済研究所

フードグループ

主任研究員 飯塚 智之